

別表（自己負担限度額）

70歳未満

住民税	所得区分 (旧ただし書所得)	自己負担限度額	
		3回目まで	4回目から
課税	901万円超	252,600円+ (医療費-842,000円)×1%	140,100円
	901万円以下 600万円超	167,400円+ (医療費-558,000円)×1%	93,000円
	600万円以下 210万円超	80,100円+ (医療費-267,000円)×1%	44,400円
	210万円以下	57,600円	44,400円
非課税	非課税世帯	35,400円	24,600円

※旧ただし書所得とは、総所得金額などから基礎控除額を差し引いた額のことです。

70歳から74歳まで

住民税	所得区分 (課税所得)	自己負担限度額	
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
課税	145万円以上	44,400円	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1% ※4回目からは44,400円
	145万円未満	12,000円	44,400円
非課税	住民税非課税	8,000円	24,600円
	住民税非課税 (一定所得以下)	8,000円	15,000円

※一定所得以下とは、所得が必要経費、控除額を差し引いたときに0円になる場合のことです。

国保高額療養費申請

医療費が高額になり、医療機関窓口での自己負担が限度額(別表)を超えたときは、申請して認められると、高額療養費として医療費の払い戻しが受けられます。

申請には、領収書が必要となります。所得税の確定申告で、領収書を税務署に提出する予定の方は、領収書の控え(コピー)を保管しておいてください。空知中部広域連合では、医療費の払い戻しの対象者がもれなく申請できるように

つに、診療を受けた月の3カ月後に申請のご案内を郵送しています。

■申請手続きに必要なもの

- ・保険証
- ・医療費の領収書
- ・世帯主名義の振込先口座番号が確認できるもの
- ・印鑑

■申請・問合せ

- ・住民課戸籍保険グループ
- ・空知中部広域連合

☎ 66・2152

☎ 76・2130

庁舎建設通信

No.4

～新庁舎建設に向けて～

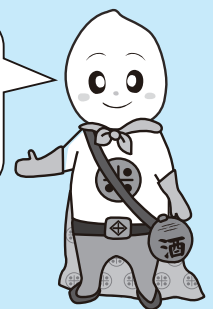
新庁舎は、現庁舎が建っている敷地の中で建設します。

新庁舎の建設が可能な町有地3カ所を候補地として検討しましたが、現庁舎敷地に決めた理由は「多くの町民が住む、まちの中心市街地であること」「洪水による浸水の危険性が低いこと」「費用の負担が少ないこと」「交通の利便性が良いこと」など、ほかの候補地と比べて有利な条件が最も多く、将来のまちづくりを考えても、一番良い場所だと判断したためです。

また、現在使用している車庫や倉庫については、老朽化が進んでいることや、新庁舎との効率的な配置などを考慮して、一緒に建替える予定です。

なお、建築工事は現庁舎を使いながら行いますので、新庁舎の場所は敷地の北側か南側になりますが、どちらに建てるかは今後、検討することとしています。

役場庁舎の建替えについて、その進み具合や考え方をお知らせするんだマイ。今日は、新庁舎の建設場所についての話なんだマイ。



新庁舎の建設についてのお問い合わせやご意見はこちらまでお寄せください。

■担当：庁舎建設推進事務局 ☎76-2131

E-mail soumuka@town.shintotsukawa.lg.jp